

基本規程改正案

加筆

修正；

削除；

現規程	3月27日施行の規程（承認済み）	改正案	備考
<p style="text-align: center;">第2章 組織 第1節 役員等</p> <p>第4条〔役員を設置〕</p> <p>1. 本協会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事：日本国籍を有するFIFA理事を含む<u>20名以上30名以内</u></p> <p>(2) 監事：3名以内（いずれも、本協会の理事若しくは職員又は本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることはできない。）</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き<u>5名以内</u>を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とすることができる。</p> <p>3. 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。</p> <p>4. 第2項の副会長及び専務理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>5. 第2項の常務理事のうち理事会の決議によって選定された若干名を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 組織 第1節 役員等</p> <p>第4条〔役員を設置〕</p> <p>1. 本協会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事：日本国籍を有する<u>23名</u>（本協会の評議員、監事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。）</p> <p>(2) 監事：3名以内（本協会の評議員、理事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。）</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き<u>3名</u>を副会長、1名を専務理事、3名を常務理事とする。</p> <p>3. 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。</p> <p>4. 第2項の副会長及び専務理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>5. 第2項の常務理事のうち理事会の決議によって選定された若干名を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。</p> <p>6. 副会長のうちから予め定めた者1名を</p>	<p style="text-align: center;">第2章 組織 第1節 役員等</p> <p>第4条〔役員を設置〕</p> <p>1. 本協会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事：日本国籍を有する<u>23名以上30名以内</u>（本協会の評議員、監事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。）</p> <p>(2) 監事：3名以内（本協会の評議員、理事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。）</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き<u>4名以内</u>を副会長、1名を専務理事、3名を常務理事とする。</p> <p>3. 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。</p> <p>4. 第2項の副会長及び専務理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>5. 第2項の常務理事のうち理事会の決議によって選定された若干名を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。</p> <p>6. 副会長のうちから予め定めた者1名を</p>	<p>以下3月27日施行理事数の変更</p> <p>副会長数の変更</p>

<p style="text-align: center;">第5節 司法機関</p> <p>第37条〔規律委員会〕</p> <p>規律委員会は、本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するものについて調査、審議し、懲罰を決定する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第38条〔裁定委員会〕</p> <p>1. 裁定委員会は、本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為について、調査、審議し、懲罰を決定する。</p> <p>2. <u>前項</u>にかかわらず、Jリーグに関しては、Jリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>3. <u>前2項</u>にかかわらず、本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為（本規程第14章）に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。</p>	<p>会長代行者とする。会長代行者は、会長が欠けた時又は会長に事故があるとき、会長を代行するものとする。</p>	<p>会長代行者とする。会長代行者は、会長が欠けた時又は会長に事故があるとき、会長を代行するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5節 司法機関</p> <p>第37条〔規律委員会〕</p> <p><u>1. 規律委員会は、本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するものについて調査、審議し、懲罰を決定する。</u></p> <p><u>2. 規律委員会は、前項に規定する調査、審議に関し、理事会又は評議員会に報告することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第38条〔裁定委員会〕</p> <p>1. 裁定委員会は、本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為について、調査、審議し、懲罰を決定する。</p> <p>2. <u>裁定委員会は、前項に規定する調査、審議に関し、理事会又は評議員会に報告することができる。</u></p> <p>3. <u>前2項</u>にかかわらず、Jリーグに関しては、Jリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>4. <u>前3項</u>にかかわらず、本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為（本規程第14章）に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。</p>	<p>以下4月1日施行 司法機関から理事会又は評議員会へ報告できることを規定</p> <p>司法機関から理事会又は評議員会へ報告できることを規定</p>
---	--	---	--

(中略)

第39条〔不服申立委員会〕

不服申立委員会は、本協会の規律委員会、裁定委員会又は本規程に基づき懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグの規律委員会において決定された懲罰に関して、当事者からの不服申立に基づき、これを再審議し、新たに決定を下す。

(中略)

第39条の4〔不服申立委員会の招集及び議長〕

1. 不服申立委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 不服申立委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3. 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
4. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(中略)

第39条〔不服申立委員会〕

1. 不服申立委員会は、本協会の規律委員会、裁定委員会又は本規程に基づき懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟、Jリーグ及び公式競技会のそれぞれの規律委員会及び裁定委員会（ただしJリーグの裁定委員会を除く。）において決定された懲罰に関して、当事者からの不服申立に基づき、これを再審議し、新たに決定を下す。
2. 不服申立委員会は、前項に規定する調査、審議に関し、理事会又は評議員会に報告することができる。

(中略)

第39条の4〔不服申立委員会の招集及び議長〕

1. 不服申立委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 不服申立委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3. 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
4. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
5. 不服申立委員会は、不服申立の理由がないことが明らかな不服申立について、委員長、副委員長及び委員の全員

地域協会への規律・裁定委員会の設置に伴う記載の適正化

司法機関から理事会又は評議員会へ報告できることを規定

明らかに不服申立の理由がない場合に、書面により委

<p>(中略)</p> <p>第42条〔裁定委員会に関する特別規定（裁定委員会による和解あっせん）〕</p> <p>裁定委員会は、第38条に定める所管事項に加え、『和解あっせんに関する規則』に従い、加盟団体及び選手等に関連する次の各号の紛争については、当事者の申立に基づき、和解をあっせんすることができる。ただし、Ｊリーグにおける紛争についてはＪリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 契約、所属及び移籍に関する紛争 (2) 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争</p> <p>第3章 加盟団体 第5節 各種の連盟及び関連団体 第71条の2〔関連団体〕</p> <p>1. 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、以下の団体を本協会の加盟団体として認める。 (1) 一般社団法人日本プロサッカー選手会（以下「ＪＰＦＡ」という。）</p> <p>(中略)</p>		<p><u>が書面又は電磁的記録によりその旨の同意の意思表示をした場合には、会議を開かずに書面にて議決することができる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第42条〔裁定委員会に関する特別規定（裁定委員会による和解あっせん）〕</p> <p>裁定委員会は、第38条に定める所管事項に加え、『和解あっせんに関する規則』に従い、加盟団体、<u>選手等及び仲介人</u>に関連する次の各号の紛争については、当事者の申立に基づき、和解をあっせんすることができる。ただし、Ｊリーグにおける紛争についてはＪリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 契約、所属及び移籍に関する紛争 (2) 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争</p> <p>第3章 加盟団体 第5節 各種の連盟及び関連団体 第71条の2〔関連団体〕</p> <p>1. 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、以下の団体を本協会の加盟団体として認める。 (1) 一般社団法人日本プロサッカー選手会（以下「ＪＰＦＡ」という。） (2) <u>一般社団法人日本障がい者サッカー連盟</u></p> <p>(中略)</p>	<p>員会の議決ができることを追記</p> <p>和解あっせんの当事者について、和解あっせんに関する規則に併せて仲介人を追記</p> <p>2016年4月1日で一般社団法人日本障がい者サッカー連盟が設立されるこ</p>
--	--	--	---

<p style="text-align: center;">第6章 競技</p> <p>第4節 天皇杯全日本サッカー選手権大会 第135条〔目的〕 天皇杯全日本選手権大会（以下「本大会」という）は、すべての第1種及び第2種加盟チームが、日本サッカー界最高の覇者になる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、サッカーの普及及び発展に寄与することを目的として実施する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p style="text-align: center;">第10章 会旗及び標章</p> <p>第191条〔会旗〕 本協会の会旗は、別紙図面のとおりとする。</p> <p>第192条〔標章〕 本協会の標章は、<u>球をおさえた三足鳥（別紙図面のとおりに）</u>とする。</p> <p>第193条〔会旗の使用〕</p> <p><u>1. 本協会の会旗は、都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会の会旗として使用する。</u></p> <p><u>2. 前項の場合、会旗の左下の位置位に、都道府県名又は地域名を次の色で表示する。</u></p> <p><u>(1) 都道府県サッカー協会：黄色</u></p> <p><u>(2) 地域サッカー協会：白色</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>		<p style="text-align: center;">第6章 競技</p> <p>第4節 天皇杯全日本サッカー選手権大会 第135条〔目的〕 天皇杯全日本選手権大会（以下「本大会」という）は、すべての第1種加盟チームが、日本サッカー界最高の覇者になる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、サッカーの普及及び発展に寄与することを目的として実施する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p style="text-align: center;">第10章 会旗及び標章</p> <p>第191条〔会旗〕 本協会の会旗は、別紙図面<u>1（JFAシンボル）</u>のとおりとする。</p> <p>第192条〔標章〕 本協会の標章は、<u>別紙図面2（JFAシンボル・JFAロゴタイプ・JFAモチーフ）のとおりに</u>とする。</p> <p>第193条〔会旗の使用〕 本協会の会旗は、都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会の会旗として使用する<u>ことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>とに伴い、関連団体として追記</p> <p>以下3月27日施行 天皇杯参加チームから2種チームを削除</p> <p>地域協会の開発及び都道府県協会の標章の体系化に伴う変更 標章（JFAシンボル）のデザイン変更</p> <p>標章を3つの要素として定義</p> <p>大会等の会場における会旗掲揚は運用の中で決めていく</p>
---	--	--	---

第12章 懲罰

第202条〔懲罰の種類〕

1. 前条にかかわらず、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、本条において「都道府県協会等」という。）の規律委員会に対して、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。
2. 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会を設置する。
3. 都道府県協会等の規律委員会は、決定した全ての懲罰を記録しなければならない。要請に応じてこれを本協会規律委員会又は裁定委員会に報告しなければならない。
4. 第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、都道府県協会等の規律委員会には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

(1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公

第12章 懲罰

第202条〔懲罰の種類〕

1. 前条にかかわらず、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟、Jリーグ及び公式競技会のそれぞれの規律委員会及び裁定委員会（ただし、Jリーグの裁定委員会は除く。以下、本章において「都道府県協会等の規律委員会等」という。）に対して、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。
2. 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟、Jリーグ及び公式競技会においては、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会又は裁定委員会を設置する。
3. 都道府県協会等の規律委員会等は、決定した全ての懲罰を記録しなければならない。要請に応じてこれを本協会~~の~~規律委員会又は裁定委員会に報告しなければならない。
4. 第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、都道府県協会等の規律委員会等には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

(1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公

以下4月1日施行
地域協会への規律・裁定委員会の設置に伴う記載の適正化

同上

同上

記載の適正化

第1項の記載と統一

的職務の停止・禁止・解任又は
サッカー関連活動の停止・禁止

- (2) 罰金
- (3) 没収
- (4) 下位ディビジョンへの降格
- (5) 競技会への参加資格の剥奪
- (6) 新たな選手の登録禁止
- (7) 除名
- (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等と判断される処分

第203条〔不服申立委員会〕

1. 本協会の不服申立委員会は、本協会の規律委員会又は裁定委員会、若しくは、前条に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の規律委員会により科された懲罰について、当該懲罰を科された当事者からの申立てに基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。なお、本規程第201条第2項は、不服申立委員会が科す懲罰にも適用されるものとする。
2. 前項の不服申立委員会による不服申立に関する事項は、本協会懲罰規程の定めるところによる。
3. 前2項の規定による不服申立委員会の決定は最終とする。

(中略)

的職務の停止・禁止・解任又は
サッカー関連活動の停止・禁止

- (2) 罰金
- (3) 没収
- (4) 下位ディビジョンへの降格
- (5) 競技会への参加資格の剥奪
- (6) 新たな選手の登録禁止
- (7) 除名
- (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等と判断される処分

第203条〔不服申立委員会〕

1. 本協会の不服申立委員会は、本協会の規律委員会又は裁定委員会、若しくは、前条に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の規律委員会等により科された懲罰について、当該懲罰を科された当事者からの申立てに基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。なお、本規程第201条第2項は、不服申立委員会が科す懲罰にも適用されるものとする。
2. 前項の不服申立委員会による不服申立に関する事項は、本協会懲罰規程の定めるところによる。
3. 前2項の規定による不服申立委員会の決定は最終とする。

(中略)

第202条の記載と
統一

<p>〔改正〕 2012年 4月12日 2012年 5月10日（2012年 6月 1日施行） 2012年 7月12日 2013年12月19日（2014年 4月 1日施行） 2014年 3月13日（2014年 4月 1日施行） 2014年 9月11日 2014年10月 9日（2015年 3月2 9日施行） 2014年11月13日 2014年12月21日（2015年 3月2 9日施行） 2015年 3月29日（2015年 4月 1日施行）</p>		<p>〔改正〕 2012年 4月12日 2012年 5月10日（2012年 6月 1日施行） 2012年 7月12日 2013年12月19日（2014年 4月 1日施行） 2014年 3月13日（2014年 4月 1日施行） 2014年 9月11日 2014年10月 9日（2015年 3月2 9日施行） 2014年11月13日 2014年12月21日（2015年 3月2 9日施行） 2015年 3月29日（2015年 4月 1日施行） <u>2016年 3月27日（2016年 4月 1日施行）</u></p>	
---	--	---	--